



日頃からの声かけや見守りで防げます

気づいてください! 高齢者虐待

高齢者虐待とは?

「高齢者虐待」とは、たたく、つねるといった身体的な行為だけではなく、暴言や無視、性的ないやがらせ、必要な介護サービスを利用させない、世話をしない、勝手に本人の資産を使ってしまうなど、高齢者の基本的人権を侵害することやその尊厳を奪うことをいいます。

高齢者虐待を防ぎ、誰もが尊厳を持って安心して暮らせるよう、正しい知識を身につけ、地域ぐるみで高齢者や介護する家族を支援していきましょう。

高齢者虐待防止法（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律）は、虐待を早期発見し、適切な対応を図るとともに、養護（介護）する家族等を支援し、高齢者の権利、利益を擁護することを目的としています。

「高齢者虐待防止法」では高齢者の虐待を、次の2つに分けています。

- 養護者による高齢者虐待
- 養介護施設従事者などによる高齢者虐待

さまざまな形態の虐待があります

高齢者虐待防止法では、具体的に次のような行為を虐待として位置付けています。

身体的虐待

- 殴る、蹴る、つねる、傷やあざ、痛みを与える
- 無理やり、食事を口に入れる
- ベッドにしばりつける
- 意図的に多量の薬を投薬する など



介護・世話の放棄・放任

- 食事を与えない ●入浴させない
- おむつ交換をしない
- 必要な介護サービスを利用させない
- 医療機関へ受診させない
- 劣悪な住環境で生活させる など



心理的虐待

- 無視する
- 排泄の失敗を本人に向かって文句を言ったり、他人に話したりして恥をかかせる
- 怒鳴る、ののしる、悪口を言う など



経済的虐待

- 日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない
- 本人の年金・預貯金などを無断で使用する
- 本人の自宅等を無断で売却する など



性的虐待

- 排泄の失敗に対し、懲罰的に下半身を裸にして放置する
- 性的な行為を強要する ●わいせつな行為をする など



*高齢者が虐待を受けている、又は養護者や養介護施設従事者などが虐待を行っているという自覚は問いません。

高齢者虐待の背景

虐待の要因は介護者と高齢者間にあるだけではなく、それをとりまく社会的環境の中にも隠されています。

介護者側の要因

- 周囲から介護の大変さの理解、協力が得られないことによる孤立
- 介護の長期化、介護負担による心身のストレス
- 周囲の協力やサービス利用が可能にもかかわらず、ひとりで介護を抱え込んでしまう
- 世帯の収入が不安定
- 十分な知識、経験がないことによる介護技術の不足

高齢者側の要因

- 寝たきりや認知症など重度の要介護状態
- 加齢に伴い生活動作が緩慢になる（動作が遅い / 食事をこぼす / 同じ話を繰り返す / 排泄の失敗）

虐待

社会的環境の要因

- 近所付き合いや地域との交流が少ないことにより、介護者が問題を抱え込みやすくなり、虐待の早期発見を困難にする
- 長男や長男の配偶者、同居している家族が介護して当然といった社会的通念が、介護者を孤立させる

双方の要因

- 家族内の人間関係の希薄さ ●金銭管理能力の不足
- 幼少期の養育環境・暴力を容認する環境
- 病気や性格的な問題

あなたのからの相談・通報が高齢者を支えます

相談や通報は、虐待者に自覚がない場合や精神的に追い詰められた状況にある“家族の危機”を打破し、高齢者と介護者を救うきっかけとなります！

相談・通報者の秘密は守られますので、安心してご相談ください。

・虐待により、生命又は身体に重大な危険がある高齢者を発見した人は、**通報する義務があります。**

(高齢者虐待防止法 第7条)



高齢者の介護、福祉に携わる方へ

早期発見、早期対応にご協力を！

法律では、『高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない』と定められています。介護保険関連施設や居宅介護サービス事務所等の職員の皆さんには、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚していただき、早期発見・早期対応のためのご協力をお願いいたします。



「ちょっと変だな？」と思う状況があつたら、迷わず相談してください。

例え
ば

- からだに小さなキズやアザがひんぱんに見られる
- 家から高齢者や介護者・家族の怒鳴り声や悲鳴・うめき声、物が投げられる音などが聞こえる
- 「家にいたくない」などの訴えがある
- 寝具や衣類が汚れたままのことが多い
- 高齢者が道路に座り込んでいたり、ひとりで歩き回る姿がみられるが、家族は無関心である
- 訪問しても高齢者に会えない、又は嫌がられる

相談・通報の窓口

市役所又は
お近くの地域包括支援センターへご相談ください。

*電話番号は裏面参照

相談・通報をするとどんな対応がありますか？

市又は地域包括支援センターが確認を行い、必要に応じて高齢者を保護します。

介護者の負担・ストレスを
軽減するために**介護者支援**

金銭・財産管理など
高齢者の権利擁護の支援

医療機関の受診支援
施設入所、一時保護の支援





どこに相談・通報すればいいの？



* お受けした相談内容、情報は個人情報として取扱いは十分に注意します。

市の相談・通報窓口 ~お住まいに近い窓口へご相談ください~

○養護者による虐待

緑高齢・障害者相談課	緑区合同庁舎 3階	042(775)8812
城山福祉相談センター	城山総合事務所本館 1階	042(783)8136
津久井高齢・障害者相談課	津久井保健センター 1階	042(780)1408
相模湖福祉相談センター	相模湖総合事務所 2階	042(684)3215
藤野福祉相談センター	藤野総合事務所 2階	042(687)5511
中央高齢・障害者相談課	ウェルネスさがみはらA館 1階	042(769)8349
南高齢・障害者相談課	南保健福祉センター 1階	042(701)7704

○養介護施設従事者などによる虐待

福祉基盤課	市役所本館 4階	042(769)9226
-------	----------	--------------

* 夜間・休日は市役所代表 042(754)1111までご連絡ください。

* 高齢者の生命に危険が生じる状況のときは、まず警察に連絡し、高齢者の安全を確認してください。

地域包括支援センター

市から委託を受けた地域の身近な高齢者の相談窓口です

緑 区

名 称	電話番号
橋 本	042(773) 5812
相 原	042(703) 5088
大 沢	042(760) 1210
城 山	042(783) 0030
津 久 井	042(780) 5790
相 模 湖	042(684) 9065
藤 野	042(686) 6705

南 区

名 称	電話番号
大 野 中	042(701) 0511
大 沼	042(705) 5435
大 野 台	042(758) 8278
大 野 南	042(767) 3701
上 鶴 間	042(767) 2731
麻 溝	042(777) 6858
新 磯	046(252) 7646
相模台第 1	042(767) 3888
相模台第 2	042(741) 6665
相 武 台	046(206) 5571
東林第 1	042(740) 7708
東林第 2	042(705) 8278

中央区

名 称	電話番号
小 山	042(771) 3381
清 新	042(707) 0822
横 山	042(751) 6662
中 央	042(730) 3886
星 が 丘	042(758) 7719
光 が 丘	042(750) 1067
大野北第 1	042(704) 9551
大野北第 2	042(768) 2195
田 名	042(764) 6831
上 溝	042(760) 7055



高齢者やその家族を地域の皆さんで
あたたかく見守り、支え合っていきましょう。